

議案第14号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月15日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年板橋区条例
第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「公民権行使等休暇」の次に「、出生サポート休暇」
を加える。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

不妊治療に係る職員の特別休暇に関する規定を加える必要がある。